

平成30年9月三種町議会定例会会議録

平成30年9月21日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦 敦	2番	平賀 真
3番	伊藤 千作	4番	大山 善治郎
5番	児玉 信長	6番	清水 欣也
7番	加藤 彦次郎	8番	後藤 栄美子
9番	成田 光一	10番	大澤 和雄
11番	高橋 満	12番	工藤 秀明
13番	堺谷 直樹	14番	安藤 賢藏
15番	小澤 高道	16番	金子 芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	田川 政幸	副町長	
教育長	鎌田 義人	総務課長	石井 靖紀
企画政策課長	金子 孝	税務課長	佐々木 恭一
町民生活課長	高橋 泉	福祉課長	加賀谷 司
健康推進課長	金子 英人	農林課長	寺沢 梶人
商工観光交流課長	桜庭 勇樹	建設課長	進藤 敦
上下水道課長	近藤 光明	琴丘総合支所長	近藤 吉弘
山本総合支所長	後藤 誠	会計課長	佐々木 里史
教育次長	畠山 広栄	代表監査委員	門間 芳継
農業委員会事務局長	信太 清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	平澤 仁美	議会事務局長補佐	石井 透
議会事務局主査	池内 和人		

一、本日の会議に付した事件

日程と同じ

議長 金子芳継は、平成30年9月21日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。(午前10時00分 開会)

議長 (金子芳継)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

議案審議に入る前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長より報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営 (後藤栄美子)

委員長 9月20日に議会運営委員会を開催し、議事日程について協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第2号のとおり、認定第1号から認定第11号、議案第98号及び議案第99号並びに陳情第5号及び陳情第6号を日程に追加することとしております。以上、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、報告といたします。

議長 (金子芳継)

ただいまの委員長報告のとおり、認定11件、議案2件及び陳情2件の15件を日程に追加することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり、認定11件、議案2件及び陳情2件の15件を日程に追加することに決定いたしました。

ただいま日程に追加いたしました議案第98号及び議案第99号について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

おはようございます。それでは、私のほうから追加提出議案のほうの説明をしたいと思います。

本日提出いたします追加議案は、三種町副町長の選任に関する議案1件、三種町監査委員の選任に関する議案1件、以上2件であります。

初めに、議案第98号は、三種町副町長の選任について議会の同意を求めらるるものであります。

既にご案内のように、前副町長高堂弘道氏が5月17日付で辞職されたことを受けまして、後任の人選を進めてまいりましたが、このたび元三種町職員の檜森定勝氏を適任者として選任いたしたく、同意をお願いするものであります。

檜森氏は、三種町浜田字砂崎62番地、生年月日は昭和29年4月19日、現在64歳であります。

略歴にありますとおり、昭和53年3月に専修大学法学部を卒業、昭和60年7月に旧八竜町役場職員として採用され、以後、平成27年3月の定年退職までの間、長きにわたり町職員として奉職されました。退職後は、社会福祉法人の役員を務めるほか、地元民間企業で水耕栽培委託業務に従事し、現在に至っております。

檜森氏は、町職員として勤務された間、教育委員会や総務課、合併協議会事務局などに配属され、また農林課等の事業課も経験するなど幅広い行政分野で実績を重ね、さらに議会事務局長の要職を担うなど、多様な実務を通して知識、経験を積まれました。職員からの信頼も厚く、判断力にすぐれ、本町の施策の推進と課題解決を図る上で、副町長として最適任者であると考えてご提案申し上げるものであります。

何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第99号三種町監査委員の選任については、現監査委員の門間芳継氏から本年9月30日をもって退任したい旨の願い出があり、これを承認したので、後任の監査委員を選任することについて議会の同意を求めるものであります。

ご提案申し上げます方は、秋田市千秋矢留町6番18号85号室、松渕秀和氏、生年月日は昭和26年10月23日、現在66歳であります。

松渕氏の主な経歴について申し上げますと、東北大学法学部を卒業後、昭和50年4月に秋田銀行に入学し、以来35年余にわたり同行の職員、執行役員及び常勤監査役として勤務されました。平成22年6月からは、同行のシンクタンクである財団法人秋田経済研究所に移られ、本年6月まで8年間、専務理事所長の職にございました。

また、議案には記載しておりませんが、氏は現在、秋田県行財政改革推進委員長や秋田県・秋田市文化施設整備構想検討委員会等の委員としてもご活躍されております。

このように、松渕氏は幅広い分野において培ったご経験と豊富な知識を有しており、監査業務についても精通されている方です。また、同氏は誠実かつ高潔な方で、監査委員として最適任者であることから、選任につきまして何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上が本日追加提案した議案の概要であります。議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

日程第10．報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定に関する件）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、報告第5号を終了いたします。

日程第11．報告第6号「平成29年度三種町一般会計継続費精算報告について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、報告第6号を終了いたします。

日程第12．報告第7号「平成29年度財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

以上で、報告第7号を終了いたします。

次に、平成29年度決算関係について審議いたします。

審議に入る前に決算特別委員会に付託されておりました「平成29年度各会計決算の審査結果について」報告を求めます。決算特別委員長。

決算特別（平賀 真）

委員長 本委員会に審査を付託されました「平成29年度各会計決算議案」につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「平成29年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第11号「平成29年度三種町水道事業会計決算の認定について」までの11議案につきましては、「原案のとおり認定すべきもの」と決定いたしました。

なお、「日本体育大学推進協議会については、平成30年度に総会の開催や会則の制定が行われているが、平成28年度及び平成29年度の時点では、正式な協議会としては機能していない。そのため、当該協議会への補助金の支出は根拠が極めて曖昧であり、このような恣意的な会計処理は避けるべきである。」との意見を付しております。

以上で審査報告を終わります。

議長（金子芳継）

以上で、決算特別委員長の報告を終了します。

なお、質疑については、省略いたします。

追加日程第1．認定第1号「平成29年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番。

3番 (伊藤千作)

平成29年度一般会計決算について、主要事業は高校生までの医療費無料化や就学援助費拡充、住宅リフォーム事業等々、評価できるものがたくさんあります。そのことは大いに評価しております。

日本国憲法は、税金は能力に応じて支払うものだとする応能負担原則を採用しております。応能原則は、1つとして所得税や住民税の場合、高所得者には高い負担を、低所得者には低い負担を求める。2つ目として、所得の質を考え、給料など勤労所得は税の負担能力が低いから軽く、利子・配当・不動産などの資産所得は負担能力が高いから重い負担とする。3つ目として、最低生活費、生存権的財産には課税しないことを求めています。今年度も、滞納整理機構に滞納処理をすることを引き続き行い、預貯金や給与、生命保険の差し押さえ等をやっております。悪質滞納者ならともかく、もっと親身に相談に乗り、生活実態の把握をして分割納付や減免措置を活用していくべきだと思います。

地方税法は、滞納者がどれか1つでも該当する事案、事実が認めるときは、滞納処分の執行を停止することができるとしております。1つ目として、滞納処分を執行することができる財産がないとき。2つ目として、滞納処分を執行することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときです。3つ目として、その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき、滞納処分の執行停止が3年間継続したときに税等は消滅するとしております。

滞納処分の執行停止は、地方自治体の長の職権に基づくものであるが、地方団体の長の裁量に委ねられているものではありません。なぜなら、法は本来弱者の利益を守るために存在するものであります。いかに租税といえども、滞納処分の執行によって滞納者の生活を著しく窮迫させてはならないものであります。要件を充足する事実があれば、地方団体の長は滞納処分の執行を停止しなければならない。滞納処分の執行停止要件を充足しているにもかかわらず、執行停止処分をしないで安易に滞納整理機構に取り立てを依頼することは、地方団体の長の不作為の違法となります。当町は、執行停止は1件もありません。もっと滞納処分の執行停止を考えていくべきであります。

よって、平成29年度一般会計決算には反対であります。以上です。

議長 (金子芳継)

ほかに賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第1号「平成29年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」

を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (金子芳継)

座ってください。

起立多数です。よって、認定第1号は認定することに決しました。

追加日程第2. 認定第2号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番。

3番 (伊藤千作)

平成29年度国民健康保険事業勘定特別会計決算について、平成29年度の国民健康保険税は、1人当たり年間1万5,362円の大幅引き上げを行い、加入者の租税力を超える負担増を行いました。平成30年度からの国保都道府県化に向けた秋田県の試算では、三種町は約2割保険税の負担が高くなること出され、その先取り対応となりました。その後の決算状況では、単年度で大幅な黒字となっている結果を見ても、過大な負担増と言わなければなりません。国保制度は、退職者、無職の人、低所得者の加入が多く、事業主の負担を予定しない制度であります。もともと加入者が支払う保険料だけでは成り立たないものとして制度がつくられていて、国の負担も行われております。その負担割合がどんどん減らされてきている問題もありますけれども、国民健康保険法はその第1条で、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めております。相互扶助の制度ではなく、社会保障の一環であります。法の趣旨に沿って国保運営を図らなければなりません。租税力を超えるような負担を強いるのではなく、税の軽減に一般会計から繰り入れなどを行うなどの対応をすべきであります。よって、平成29年度国民健康保険特別会計決算には反対であります。以上です。

議長 (金子芳継)

ほかに賛成討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第2号「平成29年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は反対とみなします。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 (金子芳継)
座ってください。
起立多数です。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。
追加日程第3. 認定第3号「平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第3号「平成29年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号は、認定することに決しました。
追加日程第4. 認定第4号「平成29年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第4号「平成29年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、認定第4号は、認定することに決しました。
追加日程第5. 認定第5号「平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第5号「平成29年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、認定第5号は、認定することに決しました。
追加日程第6. 認定第6号「平成29年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第6号「平成29年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、認定第6号は、認定することに決しました。
追加日程第7. 認定第7号「平成29年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第7号「平成29年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、認定第7号は、認定することに決しました。
追加日程第8. 認定第8号「平成29年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第8号「平成29年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、認定第8号は、認定することに決しました。
追加日程第9．認定第9号「平成29年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第9号「平成29年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、認定第9号は、認定することに決しました。
追加日程第10．認定第10号「平成29年度三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第10号「平成29年度三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、認定第10号は、認定することに決しました。
追加日程第11．認定第11号「平成29年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。
本件に対する委員長報告は、認定すべきものであります。

これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
認定第11号「平成29年度三種町水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。
本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、認定第11号は、認定することに決しました。
日程第13．議案第83号「三種町行政不服審査関係手数料条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第83号「三種町行政不服審査関係手数料条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。
日程第14．議案第84号「財産の取得について（仮想化サーバー機器等）」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第84号「財産の取得について（仮想化サーバー機器等）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。
日程第 1 5 . 議案第 8 5 号「財産の取得について（防災行政無線戸別受信機）」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 8 5 号「財産の取得について（防災行政無線戸別受信機）」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。
日程第 1 6 . 議案第 8 6 号「財産の取得について（消防用小型動力ポンプ）」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 8 6 号「財産の取得について（消防用小型動力ポンプ）」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。
日程第 1 7 . 議案第 8 7 号「財産の取得について（学校給食運搬車）」を

議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 8 7 号「財産の取得について（学校給食運搬車）」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 7 号は原案のとおり可決されました。
日程第 1 8 . 議案第 8 8 号「平成 3 0 年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 8 8 号「平成 3 0 年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 8 号は原案のとおり可決されました。
日程第 1 9 . 議案第 8 9 号「平成 3 0 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議長（ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 8 9 号「平成 3 0 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 9 号は原案のとおり可決されました。
日程第 2 0 . 議案第 9 0 号「平成 3 0 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 9 0 号「平成 3 0 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 0 号は原案のとおり可決されました。
日程第 2 1 . 議案第 9 1 号「平成 3 0 年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 9 1 号「平成 3 0 年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 1 号は原案のとおり可決されました。
日程第 2 2 . 議案第 9 2 号「平成 3 0 年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 9 2 号「平成 3 0 年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 2 号は原案のとおり可決されました。
日程第 2 3 . 議案第 9 3 号「平成 3 0 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 9 3 号「平成 3 0 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 9 3 号は原案のとおり可決されました。
日程第 2 4 . 議案第 9 4 号「平成 3 0 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。

議 長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第94号「平成30年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。
日程第25．議案第95号「平成30年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第95号「平成30年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。
日程第26．議案第96号「平成30年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第96号「平成30年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。
日程第27．議案第97号「平成30年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第97号「平成30年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。
追加日程第12．議案第98号「三種町副町長の選任について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
本案に対する討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第98号「三種町副町長の選任について」を採決いたします。
本案に同意することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第98号は同意することに決定いたしました。

追加日程第13. 議案第99号「三種町監査委員の選任について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第99号「三種町監査委員の選任について」を採決いたします。

本案に同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第99号は同意することに決定いたしました。

日程第28. 諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本件に原案に異議ない旨答申することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、諮問第4号は原案に異議ない旨答申することに決定いたしました。

追加日程第14. 陳情第5号を議題といたします。

審議に入る前に産業建設常任委員長より報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設 (高橋 満)

それでは、本委員会に審査を付託された陳情1件につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり審査を実施し、結果を決定いたしまし

た。

陳情第5号「陳情 食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要です」につきましては、食糧の安全・安心を図るために農産物検査法及び食品表示法の抜本的見直しが必要であると考えため、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、審査報告を終わります。

議長 (金子芳継)

産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

自席に行ってください。

これより陳情第5号について討論及び採決を行います。10番。

10番 (大澤和雄)

農産物検査法の抜本的見直しが必要ですよという陳情について、委員長報告は採択との報告でありますけれども、私はこれに対して反対討論を行いたいと思います。

まず、農産物検査法の抜本的改正が必要な理由に、等級格差、生産者の格差は生産者のみ不利益となるとありますけれども、またさらに等級別の廃止の理由としては、一、二等米合わせて比率が96%前後であるので、廃止すべきということであります。

確かに生産者農家は、一等米だと思って自信を持って出荷したものが二等米に格付けされ、非常に不本意に思うことも確かにございます。しかしながら、一等米比率を高め、高品質確保することは、安定した生産者米価を維持していく上で必要不可欠であります。

また、斑点カメムシ類を対象とした薬剤散布を促し、玄米中に薬剤成分が残留する事態を招いているとありますけれども、生産者農家はJA等の適切な指導のもと薬剤散布や畦畔の草刈りや水田内の雑草状況等をきめ細かな管理を行っており、玄米中に農薬が残留するというのは何の根拠もないと言わざるを得ません。むしろ適期防除もしない畦畔や水田内の雑草も伸び放題となってカメムシの発生源となり、近隣の農家は大変な迷惑をこうむっているというのが現状であります。

また、着色粒規定を廃止するということについては、玄米に購入した着色粒は除去可能との理由であります。確かに精米やその前の玄米の段階でも除去は可能でありますけれども、このため必要な光選別機は1台250万円から380万円の価格であり、さらに大型1台のコンプレッサーを別に購入・設置しなければならず、大規模農家は既に設置、設備投資されている方もおられますけれども、中小規模の農家はとても対応できるものではありません。

また、採択の理由として食糧の安全・安心を図るために農産物検査法の見

直しが必要であるとのことでもありますけれども、そのためにはJAや集荷業者等が農産物の安心・安全を図るためにそれぞれの団体がみずから検査方法や基準を定めていかなければならず、そのための準備期間が必要であり、現段階では等級制廃止は時期尚早と考えるものであります。

なお、現在、JAやまもと農協や集荷業者におかれましては、消費者に安全・安心な米を提供するために生産者農家に対して出荷する際に水稻栽培記録簿を提出してもらうこととしており、消費者に安心・安全な米づくりに努めておられます。

今年度から減反制度が廃止され、今後は米を取り巻く状況は今まで以上に産地間競争が激化されていくものと察しております。そうした中で、生産者が安定した米価により安定して米づくりを継続していかれるためにも、着色粒規定の廃止や等級制の廃止は時期尚早であると思っております。

したがって、陳情第5号は不採択とすべきと考えます。よって、委員長の報告の採択には反対をいたします。

以上であります。

議長（金子芳継）

ほかに賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第5号を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

本件を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（金子芳継）

座ってください。

起立多数です。よって、陳情第5号は採択といたします。

追加日程第15. 陳情第6号を議題といたします。

審議に入る前に総務常任委員長より報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長（工藤秀明）

報告いたします。

本委員会に審査を付託されました陳情1件につきましては、お手元に配付しました審査報告のとおり審査を実施し、結果を決定いたしました。

陳情第6号「消費税10%への引き上げ反対を国に求める意見書採択の陳情」につきましては、生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からしても、国民負担をこれ以上増加させない、中小企業や小規模事業者の経営を守り地域経済を衰退させないという観点からも、10%への増税は中止すべきであると考え、採決すべきものと決定いたしました。

以上で、審査報告を終わります。

議長（金子芳継）

総務常任委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

自席に戻ってください。

これより陳情第6号について討論及び採決を行います。

陳情第6号について、委員長報告は採択であります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決いたします。

本件を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第6号は採択することに決しました。

なお、意見書については、報告書に添付のとおり提出いたします。

日程第29. 発議第2号「議員派遣の件について」を議題といたします。

本案については、既に協議済みであるため、説明及び質疑、討論の一切を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は、質疑及び討論を省略し、採決することに決しました。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第30及び日程第31は、いずれも閉会中の継続調査の件であるため、一括して議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。

よって、一括して議題とすることに決しました。

お諮りいたします。

本件については、事前に配付しております申出書のとおりであるため、説

明並びに質疑、討論の一切を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。

よって、本件2件は、質疑及び討論を省略し、採決することに決しました。

議会運営委員会、広報広聴常任委員会の閉会中の調査について、お手元に配付しております申出書のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会、広報広聴常任委員会は、閉会中でも活動できることに決しました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、平成30年9月三種町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時57分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長

三種町議会議員

三種町議会議員